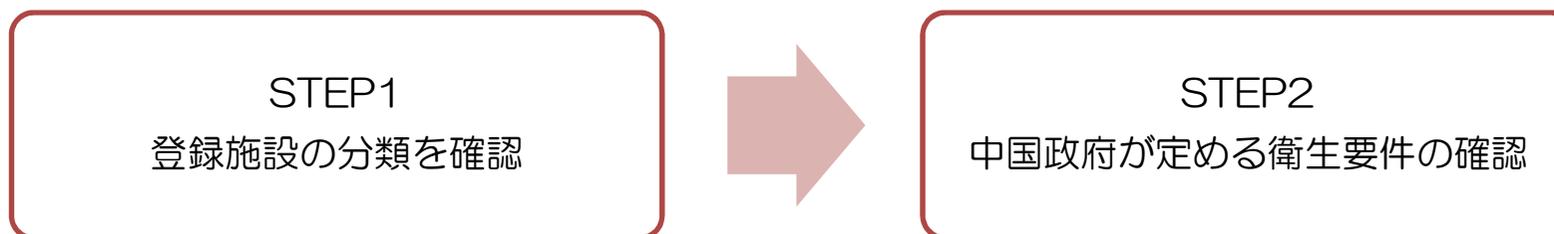


## 現在、最終保管施設として登録されている場合（登録・変更申請中の施設を含む）

中国側の衛生要件が明確になったことから、今回の改正において、登録施設の定義及び施設の登録要件の見直しを行いました。これにより、これまで最終保管施設として登録されていた施設については、最終加工施設への変更が必要になる場合や施設登録自体が不要になる場合があります。また、登録施設は、中国政府が定める衛生要件に適合していることが新たに必要となりました。

このため、既に最終保管施設として登録されている施設であっても、以下に示すSTEP1 及び2に従って確認、手続き等を進めてください。



### ➤ STEP1 登録施設の分類を確認

旧要領では、包装、冷却、冷凍、簡易なカット（ドレス、フィレ等の切り身加工）については加工とせず、これらの工程だけで生産される水産食品は未加工品とし、最終保管施設を登録することとしていました。

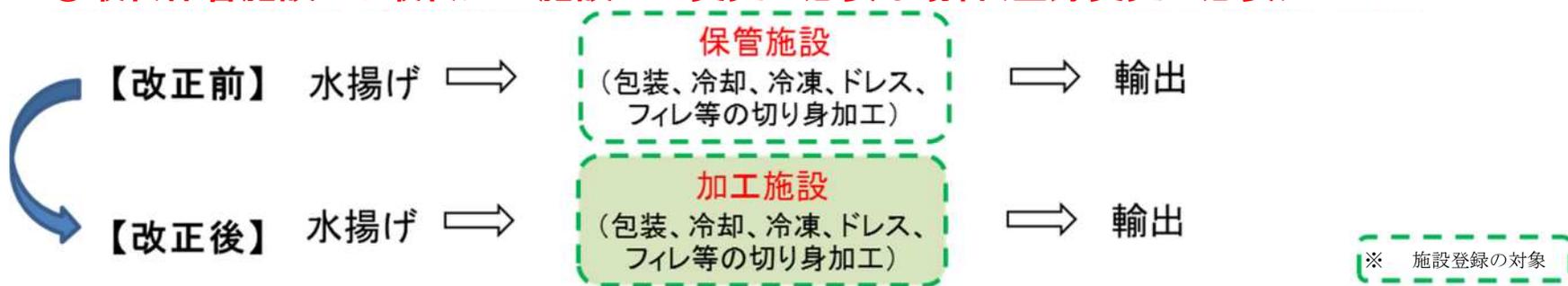
しかし、今回の改正によりこれらの工程が加工となりましたので、最終加工施設の登録が必要となります。

加工施設（PP）：包装、冷却、冷凍、加熱等を行う施設

保管施設（CS）：中国政府に登録された海外の加工施設等で処理された水産食品の保管のみを行う施設

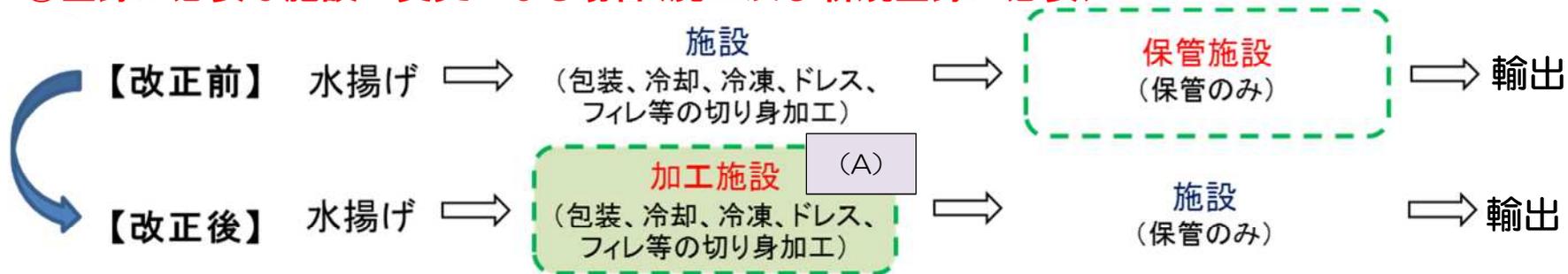
既に最終保管施設として登録されている施設は、以下に示した3つのパターン（①最終保管施設から最終加工施設への変更が必要な場合、②登録が必要な施設が変更になる場合、③最終保管施設の登録が維持される場合）のどれに該当するか確認してください。

### ①最終保管施設から最終加工施設への変更が必要な場合(登録変更が必要)



冷凍、フィレ等の切り身加工等を行っていた最終保管施設は、新要領では最終加工施設への変更が必要となります。(→ STEP2へ)

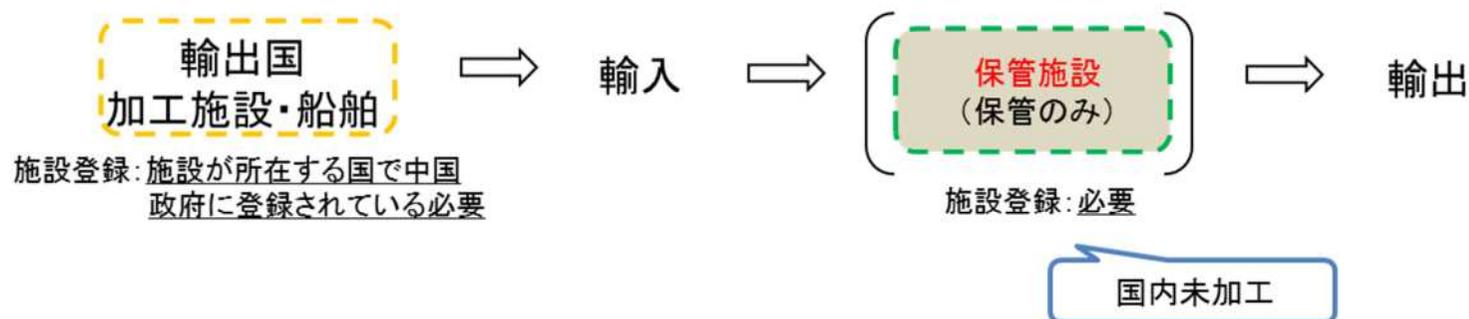
### ②登録が必要な施設が変更になる場合(廃止及び新規登録が必要)



保管のみを行っている最終保管施設（③を除く。）は新要領では登録が不要となります。

(注) この場合、現在、この保管施設を経由して輸出している水産食品を今後も継続して輸出するためには、当該水産食品の包装、加工等を行っている施設（「A」）が新たに登録される必要があります。そのため、関係する輸出者や加工施設に対して、登録手続が必要となる旨の情報提供をお願いします。

### ③最終保管施設の登録が維持される場合(手続き不要)



新要領で最終保管施設の登録が必要になるのは、中国政府に登録された海外の加工施設又は船舶で加工された水産物を、輸入し、国内で加工(リパック含む)を行わないまま中国へ輸出する場合に限ります。この場合、新たに変更申請等の手続きを行う必要はありませんが、海外の加工施設又は船舶が中国政府に登録されているか事前に確認してください。(→ STEP 2へ)

※中国政府に登録されている海外の加工施設及び船舶のリスト URL : <http://www.cnca.gov.cn/bsdt/ywzl/jkspjwscpqzc/>

## ➤ STEP 2 中国政府が定める衛生要件の確認

登録施設は、中国政府が定める衛生要件に適合している必要があるため、自主点検を実施してください。衛生要件は新要領の別添1-1及び1-2に示しており、別添2の『中国向け輸出水産食品取扱施設点検表』で適合状況を確認することができます。

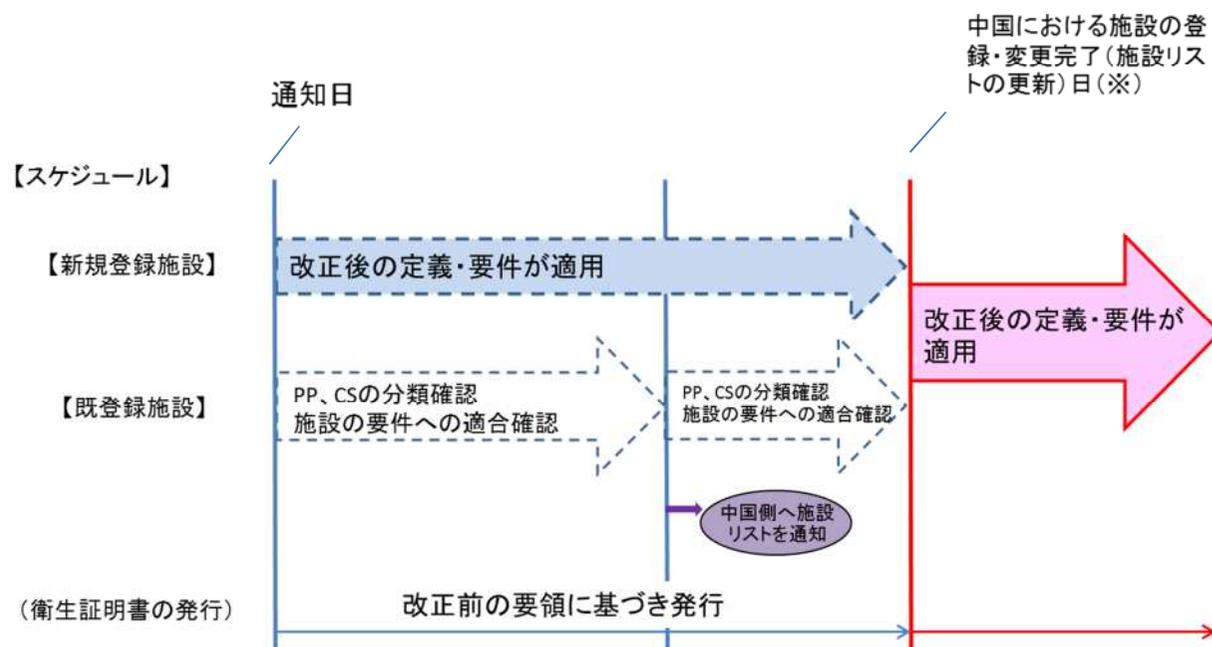
(注) 現時点で衛生要件に適合していることが確認できなかった場合であっても、直ちに登録が削除されるものではありません。新要領に基づき衛生証明書の発行を開始する日(詳細は次ページ「新要領に基づく登録施設の運用及び衛生証明書の発行開始時期について」を参照ください。)までに改善措置をとってください。

(衛生要件に適合することが確認できなかった場合であって、改善措置を行う意向がない施設、今後輸出を行う予定がない施設は、新要領別紙様式3『中国向け輸出水産食品施設の登録廃止申請書』により廃止手続を行ってください。)

## 【新要領に基づく登録施設の運用及び衛生証明書の発行開始時期について】

新要領に基づく登録施設の運用及び衛生証明書の発行開始時期については、中国政府と協議を行った上で実施する日を決定しますので、それまでの間は、これまでどおり旧要領に従って衛生証明書の発行申請手続きを行ってください。変更や廃止の申請を行った場合であっても、施設リストが更新されるまでは、従来の最終保管施設として対応することが可能です。適用時期は決まり次第お知らせします。

なお、適用後に初めて証明書の発行申請を行う際には、STEP2で確認したチェック済みの点検表を提出いただくこととしています。



※ 新規の施設登録及び施設分類の変更については、中国での登録手続きを経る必要があるため、適用日は別途お知らせする。